く案>

令和2年 月 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

地域安全まちづくり審議会 会 長 山 下 淳

クロスボウに対する規制について(答申)

令和2年6月23日付け諮問第15号で諮問のあった標記のことについて、別紙のと おり答申します。 「ボーガンの安全な使用と適正な管理 の確保に関する条例」の制定について

令和2年 月 日

地域安全まちづくり審議会

1 経 緯

令和2年6月4日、兵庫県内でボーガン(クロスボウ)を凶器とした4人の殺傷事件が発生し、7月26日にも殺人未遂事件が発生している。

県は6月5日、ただちにボーガンを青少年愛護条例における有害玩具類に指定し、 青少年(18歳未満の者)に対する販売を禁止したところであり、いくつかの府県で も同様の規制が行われている。

一方で、ボーガンは、元々は武器で殺傷能力があり、それを凶器とした事件が全国で発生しているものの、銃刀法の規制対象にはなっておらず、特に18歳以上の者の所有や使用に対する規制が十分とはいえない状況である。

本来であれば、ボーガンの規制は全国一律に法律等で行うことが望ましく、県においても国に対して要望を予定しているが、国の検討には一定の期間を要することが想定される。

このようななか、県では、早急にボーガンの安全な使用と適正な管理の確保を図るための条例を制定し、安全で安心な県民生活を確保することが必要との認識から、6月23日に地域安全まちづくり審議会に条例の制定について諮問がなされた。

2 審議結果の概要

地域安全まちづくり審議会では、諮問事項が、①内容が専門性を有すること、②早期の審議と意見集約が求められること、③新型コロナウイルス感染症が収束していないことなどから、審議会規則第7条第1項に基づき部会を設置して審議を行うこととし、7月1日、21日、31日の3回にわたって部会を開催して調査審議を行い、答申をとりまとめた。

[総論]

本県において、ボーガンを使用した凶悪な事件が続けて発生している状況や、ボーガンに対する法令等による規制が十分ではない状況を鑑みると、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の形成を図るために、早急にボーガンの安全な使用や適正な管理を確保するための条例を制定しようとすることについては、有意義なものと考える。

[条例の内容]

条例においては、主に次の2点を達成するために、必要な措置を規定することが 重要と考える。

- ① ボーガンを所有、使用する者や販売する者に対して、ボーガンが人の生命や身体 に重大な危害を及ぼしうるものであることの意識を醸成する。
- ② ボーガンを安全に使用し、適正に管理するために、使用者等がどのようなことに 注意し、遵守すべきかについてわかりやすく示す。

[留意点]

現行法令では、ボーガンの所持や使用が禁止されていないことに留意し、規制 の内容や範囲、違反行為に対する罰則については、その必要性を十分に検討して 規定することが重要である。

また、ボーガンの売買の多くがインターネットを介して行われている現状にも 留意しておく必要がある。

3 条例骨子案

(1) 条例の考え方

本条例では、(i)ボーガンの「安全な使用」および「適正な管理」のための遵守すべき事項を具体的に明記し、もって使用者・所持者に安全に使用し適正に管理する義務を課す、(ii)事業者に対しても、販売の際に遵守すべき事項を定めることにより、販売する者としての義務を課す、(iii)県も、情報提供や指導等を通じて、「安全な使用」と「適切な管理」が確保されるよう働きかけを行い、あわせて、取得時の届出、報告徴収・調査等を行う、これらのことが相まって、ボーガンの使用・管理が安全・適正に行われることを確保する。

このような内容の条例を制定することにより、ボーガンが危険なものであり使用・管理にあたって慎重さが要請されることを広く県民のみなさんに意識していただくことが県民のみなさんの安心につながる。

また、条例による規制でボーガンの安全な使用・適正な管理が確保され危害の発生が防止されることは県民のみなさんの安全・安心を実現する。

(2) 条例の内容

①使用者・所持者、事業者に対する義務づけ

使用者・所持者に対して安全な使用・適正な管理を義務づけるとともに、販売等を行う事業者に対しても危険なものを販売する者としての責任を負わせる。 ア)「使用する者」に対し、条例で遵守すべき事項を列記し「安全な使用」を義務づける

- ・人・動物に危害を及ぼさないよう、周辺状況の確認等の注意をすること
- ・公共の場所、公共の乗物で使用しないこと
- ・公共の場所・乗物に向けて使用しないこと
- ・人・動物に向けないこと
- みだりに矢を装填しないこと
- イ)「所持する者」に対し、条例で遵守すべき事項を列記し「適正な管理」を義務 づける
 - ・携帯・運搬する際に覆い、容器に格納すること

- ・他者が容易に持ち出し使用できないように保管すること
- ・譲渡・貸与するときに相手を確認し、使用・管理上の注意事項を説明すること
- ・他者が使用できないよう、あるいは外部から見えないように廃棄すること
- ウ)「事業者」に対し、販売にあたって氏名等の確認および必要事項説明を義務づける

(補足)

- ・安全な使用・適正な管理を義務づけられる使用者・所持者とは、条例施行後に 使用・所持する者をいう。
- ・「県内の事業者」に対しては、県内・県外への販売行為を規制する。
- ・「県外の事業者」であっても、県内への販売行為については、県条例で規制する ことができる(県条例の効力が及ぶ)と解される。

(委員意見)

- ・「使用する者」、「所持する者」、「取得した者」の区別がわかりにくく、整理すべきではないかとの意見があった。
- ・事業者に対し、販売台帳の記載および台帳保管を義務づけるべきだとの意見が あった。
- ・県外事業者(インターネット販売)に対する規制については、①法令で禁止された行為ではないこと、②条例の属地主義からみて問題なしとはしないこと、③事業者の実態把握が困難であり、また実際に過料を課すことが困難である等の理由から、反対する意見があった。

②規制の対象

規制の対象となる物は「弦の引き重量30ポンド以上」とする

(補足)

- ※次の理由から「弦の引き重量」を基準とする
 - ・大半の市販品に表示されており、県民が購入時に確認することができ、届 出が義務づけられたものであることを判断するに適した基準であること
 - ・矢の種類や使用方法にかかわらない基準であること
- ※次の理由から「30ポンド以上」とする
 - 人体への傷害を与える危険性を有すること
 - それ以下のものは製造・市販されていないこと(「おもちゃ」をのぞく)

(委員意見)

- ・県民に混乱を招かないために、青少年愛護条例の有害玩具類の指定の基準と整 合を図るべきだとの意見があった.
- ・本条例の規制対象(30 ポンド)と青少年愛護条例の有害玩具類の指定の基準(運動エネルギー量:0.07kgf・m/cm)とのあいだのおもちゃボーガン製品についても、

人体に傷害をもたらす危険がないわけではなく、安全な使用等が確保されるよう県として情報提供や啓発等を行うべきであり、また条例にその旨を明記すべきだとの意見があった。

③取得者に対する届出の義務づけ

ア) 新規所有者に対する届出の義務づけ

使用者・所持者において安全使用・適正管理の義務が遵守されることを確保するために、取得等にあたって県に届出ることを義務づける。

県は、届出によって収集した使用者等の情報に基づき、また報告徴収・立入 調査を行って、条例違反行為(「安全な使用」・「適正な管理」義務)に対して指 導等を行う。

(補足)

- ・取得後の所有等の状況も県が把握する必要があるため、取得に限らず、譲渡、 廃棄、紛失についても届出を義務づける。
- ・また、届出に係る情報は、種々の情報提供や研修の実施等のためにも用いる。

イ) 現所有者に対する届出の義務づけ

条例施行時に、既に所有している者に対しても届出を義務づける。

(補足)

・現所有者に対する届出義務は、取得時に遡って届出義務を履行させる条例の遡 及適用ではなく、条例施行に伴って生じる使用・管理の義務を現所有者に遵守 させるために必要となる新たな(別の)義務づけであると解する。

④報告徴収および立入調査

使用者・所持者、事業者が条例の定める義務違反行為を行った疑いがある場合について、県が行う使用者・所持者、事業者に対する調査等に関する権限を規定する。

(補足)

・「報告を求める」ことができる旨の規定、「立入調査、書類等の提出等、質問」 することができる旨の規定をおく。

(委員意見)

・使用者・所持者という立場の県民の自宅等への立入調査は過剰であり、しかも 罰則まで課すことは適切ではないとの意見があった。

⑤違反者に対する指導

条例で定める義務違反(安全な使用義務、適正な管理義務、販売にあたっての 事業者の義務、届出義務、調査等への協力義務)に対しては、県として適切な指 導を行う。指導は条例に根拠がなくても可能であり、条例には規定しない。

(委員意見)

・指導にとどめず、より強い措置(警告、命令等)も盛り込むべきだとの意見があった。

⑥罰則

条例の実効性を担保するために次の罰則をおく

- ア) 取得時の届出義務違反などに対する罰則
- イ)報告徴収・立入調査に係る罰則
- ウ) 現所有者に対する届出義務違反などに対する罰則

(補足)

・「安全な使用」、「適正な管理」義務については、多くの場合他法令(刑法、軽犯 罪法、迷惑防止条例など)により処罰されるため、本条例では罰則規定は設けな い。

(委員意見)

- ・法律で禁止されていないことに対して罰則まで課すことに反対する意見があった。
- ・過料を課すことができる5万円の上限額が規定されているが、違反内容に見合った適切な額が規定されるべきだとの意見があった。
- ・過料には過失責任主義は適用されないが、県外事業者に対しては条例の適切な 周知に努めるべきだとの意見があった。
- ・現所有者に対する届出義務違反に対する罰則は、憲法 39 条の禁止する遡及処罰 にあたり、違法であるとの意見があった。
- ・現所有者に対する届出義務違反に対しては、罰則を課してまで義務履行を強制 する必要があることだとは考えられず、不適切だとの意見があった。
- ・県外事業者(インターネット販売)に対する罰則については、①法令で禁止された行為ではないこと、②条例の属地主義からみて問題なしとはしないこと、③ 事業者の実態把握が困難であり、また実際に過料を課すことが困難である等の理由から、反対する意見があった。

具体的な条例骨子案及びそれに対する委員意見については以上のとおりである。 この答申を踏まえ、県において、ボーガンの安全な使用と適正な管理の確保が 図られ、県民が安全に安心して暮らす地域社会の形成につながる条例の制定を進 められたい。

【審議経過】

令和2年6月23日クロスボウに対する規制について 諮問同 月24日地域安全まちづくり審議会 部会 設置同 年7月 1日第1回部会 調査審議同 月21日第2回部会 調査審議同 月31日第3回部会 調査審議同 年8月 日「ボーガンの安全な使用と適正な管理の確保に関する条例」の制定について 答申

氏	名		役 職 名	専門	
学識経験者	大岡 由信	ŧ	武庫川女子大学文学部准教授	被害者支援	
	桐生 正式	幸	東洋大学社会学部教授	犯罪心理学	
	佐々木 爿	- 七明	神戸学院大学法学部教授	再犯防止	
	瀬渡 章	子	奈良女子大学名誉教授	住環境	
	髙田 光太	准	京都美術工芸大学工芸学部教授	建築・都市計画	
	田村 眞豆	3	兵庫県小学校長会 (神戸市立東落合小学校長)	学校安全	
	西家幸男	与	兵庫県PTA協議会会長	青少年・地域教育活動	
	前田 晴秀	夸	兵庫県経営者協会副会長	事業活動	
	水谷 恭刊	子	弁護士	法律	
	道谷 卓		姫路独協大学副学長	犯罪社会学	
	山下 淳		関西学院大学法学部教授	行政法	
	米田 壯		元警察庁長官	防犯全般	
市町代表者	遠山 寛		兵庫県町村会理事 (上郡町長)	地方行政	
	藤原 保幸	幸	兵庫県市長会会長 (伊丹市長)		
地域安全まち づくり活動を 行っている者	坂本 津留	習代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長	地域活動	
	原 孝		兵庫県連合自治会会長		
	岡本 美洲	ム ロ	防犯グループにこにこリバティー会長代行(公募委員)		
	前田 稔		明石防犯協会中崎支部長(公募委員)		
計			18 名		

地域安全まちづくり審議会 委員

(敬称略)

部会の設置について

諮問の内容が専門性を有すること、早期に議論を求められていること、コロナウイルス感染症が収束していないことなどから、書面により、以下の部会を審議会規則第7条第1項に基づき設置した。

 会 長
 山下 淳
 (行政法)

 委 員
 瀬渡 章子 (住環境)

 水谷 恭子 (法律)

 道谷 卓
 (犯罪社会学)

 坂本 津留代 (地域活動)